
資料編

資料1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条-第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条-第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条-第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条-第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策

の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 （平成十八年法律第八十五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

資料2 半田市いのち支える自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく半田市自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定及び推進を図るため、半田市いのち支える自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、評価及び推進に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 経済関係者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議にオブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会の補助機関として、部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画原案の策定に関すること。

(2) 計画の評価及び推進の調整に関すること。

(3) その他計画策定、評価及び推進に関し必要な事項

3 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、それぞれ市長が任命した者をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、健康子ども部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

2 「半田市いじめ・虐待・自殺を防止する連絡会議」設置要綱は、廃止する。

資料3 半田市いのち支える自殺対策推進協議会 委員名簿

	氏名	所属団体等	役職等
1	新海 眞	半田市医師会	副会長
2	加藤 金吉	半田市民生委員児童委員協議会	会長
3	藤堂 正喜	半田市校長会	会長
4	間瀬 恵子	半田市PTA連絡協議会	母親代表
5	近藤 達哉	半田商工会議所	企業問題対策委員会副委員長 JFEスチール(株)知多製造所 総務部長
6	丸野 英津子	半田市健康づくり連絡協議会	会計
7	稲葉 謙之輔	半田CS会	前代表
8	渡邊 忍	日本福祉大学 社会福祉学部	教授
9	前山 憲一	半田市社会福祉協議会	事務局次長
10	澤田 道	半田市社会福祉協議会 半田市包括支援センター	センター長
11	徳山 勝	半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター	副センター長
12	増井 恒夫	愛知県半田保健所	所長
13	笠井 厚伸	半田市健康子ども部	部長

※敬称略、順不同

※委嘱期間：平成30年6月1日～平成31年5月31日

<事務局>

	氏 名	所 属
1	榑原 宏之	福祉部地域福祉課長
2	間瀬 直人	福祉部生活援護課長
3	倉本 裕士	福祉部高齢介護課長
4	沼田 昌明	教育委員会学校教育課長
5	出口 久浩	市民経済部経済課長
6	伊藤 奈美	健康子ども部子育て支援課長
7	山口 知行	健康子ども部保健センター事務長
8	稲生 弘美	健康子ども部保健センター主査
9	藪内 清子	健康子ども部保健センター課員（保健師）
10	今井 美里	健康子ども部保健センター課員（保健師）
11	阿部 悠	健康子ども部保健センター課員（保健師）

資料4 半田市自殺対策計画の策定経過

日 時	会議名称	内容等
平成30年7月5日	第1回半田市いのち支える自殺対策推進協議会・第1回自殺対策計画策定部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画の策定について ・自殺の現状について ・自殺対策の方向性について ・自殺対策計画の策定スケジュールについて
平成30年8月7日	第2回半田市いのち支える自殺対策推進協議会自殺対策計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画骨子(案)の検討及び作成 ・自殺対策計画基本理念の検討
平成30年9月20日	第2回半田市いのち支える自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画骨子(案)の協議 ・自殺対策計画基本理念の協議及び決定
平成30年10月11日	第3回半田市いのち支える自殺対策推進協議会自殺対策計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画(案)の検討及び作成 ・自殺対策計画の名称の検討及び決定
平成30年10月25日	第3回半田市いのち支える自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画(案)の協議 ・自殺対策計画の名称の承認
平成30年12月3日 ～12月25日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画(案)に対するパブリックコメントの実施
平成31年1月15日	第4回半田市いのち支える自殺対策推進協議会自殺対策計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・自殺対策計画修正(案)の検討及び作成
平成31年1月30日	第4回半田市いのち支える自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・自殺対策計画(案)の承認

資料5 用語説明

【か行】

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度において、市町村が地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の中の1つ。市町村が中心となり、介護保険サービス事業所だけでなく、NPO・ボランティア団体、住民主体の活動団体、民間企業等、多様な主体を活用し、65歳以上の高齢者に対する効果的・効率的な介護予防・生活支援を提供できる仕組みを構築していく事業。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられます。

【さ行】

自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律。（平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正）

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19年6月に初めて策定された後、平成20年1月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しを実施され、平成24年に閣議決定された大綱は、概ね5年ごとに見直しとされており、平成28年の自殺対策基本法の改正及び我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月「自殺総合対策大綱～誰も追いつまれない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

自殺死亡率

人口10万人あたりの自殺者数を示す指標。（自殺者数÷人口×100,000）

障害者総合支援法

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、平成27年4月1日より、生活困窮者について早期支援と自立の促進を図るために、自立の支援に関する相談等を行う制度。

スクールカウンセラー

教育機関（学校）に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して、指導・助言を行う専門家（臨床心理士等）のこと。

スクールソーシャルワーカー

学校や日常生活における問題を抱える子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等周囲の環境に働きかけて、問題解決を目指します。

【た行】

地域包括支援センター

市町村が実施主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

【は行】

半田市総合計画

半田市の将来像を示し、長期的展望に立ったまちづくりの目標とそれを実現するための施策を定める市の最上位に位置付けられる計画。

パブリックコメント

国や県、市などが新たな制度を策定する場合や、既にある制度を改めようとする場合等に、その案を公表して、広く住民からの意見・情報を得た上で、公正な意思決定をするための制度。

【ま行】

メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積を共通要因として、高血圧、高血糖、脂質代謝異常といった動脈硬化の危険因子が複数重責している状態のこと。

【A～Z】

AED

自動体外式除細動器のこと。心房の細動で全身に血液を送れない時に電気ショックを与えて、正常な機能を回復させる装置。多くの公共の場に設置されています。

P D C A サイクル

業務管理や行動プロセスのひとつ。P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（確認・評価）、A c t i o n / A c t（行動・改善）の4つで構成されていることから、P D C Aという名称になっている。公共各分野において事業の円滑な実施を推進するために広く取り入れられている考え方のこと。

いのちを支え きぼうが未来に つながるまちの実現を目指して
半田市自殺対策計画

発行年月 平成31（2019）年3月

発行 半田市健康子ども部保健センター

〒475-0817

半田市東洋町2-29-6

TEL：0569-84-0646

FAX：0569-24-3308

E-mail：hoken-c@city.handa.ig.jp